

# 造林・保育作業に従事する人材の登録制度に係る支援 令和7年度公募について

(造林・保育作業に従事する人材に対する支援)  
(造林・保育作業に従事する人材の技術向上のための支援)

## 1. 支援の目的

造林・保育作業を安心・安全に行うための支援を行うことにより、森林経営管理法に基づく保育作業の担い手の安定的な確保を図り、林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを目的としています。

## 2. 支援の対象者

### (1) 造林・保育作業に従事する人材に対する支援

- ・造林・保育作業に従事する人材の登録制度実施要領第4条の登録を受けた者

### (2) 造林・保育作業に従事する人材の技術向上のための支援

- ・造林・保育作業に従事する人材の登録制度実施要領第9条の登録を受けた者のうち、造林・保育作業に従事する人材の登録制度実施要領第4条の登録を受けた者に対し、造林・保育作業に関する実践的な技術向上訓練を実施した者

## 3. 申請期間

申請締切：令和7年5月30日(金)【必着】

※ 申請締切後は、予算の限り随時申請を受け付けます。

## 4. 申請内容実施期間

実施期間：支援決定日～令和8年2月20日(金)

※ 実施期間内に、発注・納入・受講・支払等の全ての手続きを完了し、実績報告書を提出しなければなりません。

## 5. スケジュール

- ① 公募開始 . . . . . 令和7年4月7日（月）
- ② 申請受付 . . . . . 令和7年5月30日（金）まで【必着】
- ③ 申請内容の審査
- ④ 支援決定通知 . . . . . 令和7年6月上旬頃予定
- ⑤ 申請内容の実施
- ⑥ 実績報告 . . . . . 令和8年2月20日（金）まで【厳守】
- ⑦ 実績内容の検査
- ⑧ 確定通知
- ⑨ 支援金の支払い

## 6. 留意事項

- 消費税は対象経費から除外してください。
- 予算額を上回る申請があった場合は、必要に応じてヒアリング審査を行い、採択を決定します。
- 支援により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、支援の目的に従って、その効率的運用を行う必要があります。

## 7. 申請方法

希望する支援の申請書をご記入の上、メールもしくは郵送にてご提出ください。申請書は愛媛の森林基金公式ホームページ (<https://www.emk.jp/>) からダウンロードできます。

公益財団法人愛媛の森林基金 愛媛県森林管理支援センター  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2  
E-mail : [emk-supportcenter01@emk.jp](mailto:emk-supportcenter01@emk.jp)

## 8. 問い合わせ先

公益財団法人愛媛の森林基金 愛媛県森林管理支援センター（担当：新開）  
TEL : (089) 912-2601 E-mail : [shinkai-yukiko@emk.jp](mailto:shinkai-yukiko@emk.jp)